

東京しごと財団職場体験実習助成金支給要綱

平成25年 3 月29日 24東し障第317号
改正 平成25年11月29日 25東し障第197号
改正 平成26年 3 月31日 25東し障第334号
改正 平成31年 3 月29日 30東し障第711号
改正 令和 3 年 3 月24日 2東し障第799号
改正 令和 4 年 3 月29日 3東し障第923号
改正 令和 5 年 3 月28日 4東し総障第907号

(目 的)

第1条 この要綱は、本社又は事業所が東京都内にあり、障害者を雇用していない、又は既に障害者を雇用しているが、更に障害者の雇用を検討している企業等のうち、公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）が推進する障害者職場体験実習の実習生として障害者を受け入れた企業等に対して、当該実習に要する諸経費を助成することで、障害者の職場体験実習の機会を拡充し、もって東京都内における更なる障害者の雇用促進を図ることを目的とする。

(通 則)

第2条 東京しごと財団職場体験実習助成金（以下「助成金」という。）の支給については、東京都補助金等交付規則（昭和37年 9 月29日東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 障害者

次のアからカまでに掲げる要件のいずれかに該当する者

ア 身体障害者

身体障害者福祉法施行規則別表第5号にある身体障害者障害程度等級表の1級から6級までの障害を有する者、又は7級の障害を2つ以上重複して有する者をいい、原則として身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 知的障害者

次の(ア)から(エ)までに掲げる判定機関により知的障害があると判定された者をいい、原則として都道府県知事が発行する療育手帳（東京都では「愛の手帳」と呼称）又は当該判定機関の判定書の交付を受けている者

(ア) 児童相談所

(イ) 知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健

福祉センター、精神保健指定医

(エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律第19条に規定する障害者職業センター

ウ 精神障害者

次の(ア)及び(イ)に掲げる者で、症状が安定し、就労が可能な状態にある者をいい、精神障害者福祉手帳の交付を受けているか、医師の診断書、意見書等により精神障害者であることが確認できる者をいう。

(ア) 精神保健福祉法第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(イ) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）又はてんかんにかかっている者（ただし、(ア)に該当する者を除く。）

エ 発達障害者

次の(ア)から(エ)までに掲げる障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、都道府県障害者福祉主管課、精神保健福祉センター又は発達障害者支援センターが紹介する発達障害者に関する専門医による診断書により発達障害者であることが確認できる者をいう。

(ア) 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害

(イ) 学習障害

(ウ) 注意欠陥多動性障害

(エ) その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、厚生労働省令で定める障害

オ 難治性疾患を有する者

「難病患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に指定する難病」及び「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第2条」に掲げる難治性疾患を有する者をいい、医師の診断書、医療受給者証等により、これを確認できる者をいう。

カ 高次脳機能障害のある者

高次脳機能障害のある者をいい、医師の診断書等により、これを確認できるものをいう。

(2) 就労支援機関等

都内に本部又は施設等が所在する障害者の雇用・就労（就業）を支援する機関で、原則として次に掲げる機関（ただし、コに掲げる機関については、本事業について利用の意思があるものに限る。）をいう。なお、就労支援機関等とは、就労支援機関のほか、東京労働局、東京労働局が所管する公共職業安定所（ハローワーク）、東京都、区市町村等の障害者の就業支援を行う行政機関を含むものをいう。

ア 障害者就業・生活支援センター

イ 区市町村障害者就労支援センター

ウ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する次の機関

(ア) 東京障害者職業センター（多摩支所を含む）

(イ) リワークセンター東京

(ウ) 中央障害者雇用情報センター

エ 都立特別支援学校

オ 東京障害者職業能力開発校

カ 障害者向けの訓練科目を設置する都立職業能力開発センター

キ 障害者の能力開発施設である次の施設

(ア) 社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センター

(イ) 一般財団法人障害者職能訓練センター

ク 障害者総合支援法第36条に基づき指定を受けた障害者福祉サービス事業者で、次に掲げる事業者

(ア) 就労移行支援事業者

(イ) 就労継続支援事業（A型（雇用型））事業者

(ウ) 就労継続支援事業（B型（非雇用型））事業者

ケ デイケア等において障害者に就労を含めた支援を行う医療機関

コ その他、障害者が利用登録するなどし、当該障害者に対して就業を含む支援を実施している就労定着支援事業者、障害者である学生の進路指導を行う教育機関（中学校、高等学校、大学及び専門・専修学校等）及び事業者

(3) 企業等

本社又は事業所が東京都内にある各種法人、協同組合等の団体及び個人事業主等いう。

(4) 障害者職場体験実習（以下「職場体験実習」という。）

企業等が、障害者を実習生として受け入れ、実習生に対する作業等への対価としての報酬が発生しない実習を行うことをいう。なお、実習の実施に伴い実習時間中に発生する交通費（自宅から実習先までに係るものは除く。）や電話連絡費等の経費が発生する場合においては、その実費分を企業等が負担することは差支えない。ただし、対価としての報酬とみなされる恐れのある場合を除く。

(5) 実習生

職場体験実習において実習を受ける障害者をいう。なお、障害者は就労支援機関等に利用登録している者であること。

(6) 常時雇用する労働者

雇用契約の形式の如何を問わず、次のア又はイを満たす労働者であって、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者をいう。

ア 雇用（契約）期間の定めがなく雇用されている労働者

イ 一定の雇用（契約）期間を定めて雇用されている労働者のうち、その雇用（契約）期間が反復更新され、雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者又は過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者

(7) 短時間労働者

常時雇用する労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいう。

(8) 障害種別

障害種別は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難治性疾患、高次脳機能障害の6種類に分類する。

(支給対象企業等)

第4条 助成金の支給対象とする企業等は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)に定める手続きを行っている又は雇用保険の適用対象となる労働者を雇用していないこと。
- (2) 申請日以前直近の6月1日現在において、当該企業等における短時間労働者以外の常時雇用する労働者の数と短時間労働者(1人を0.5カウント)の数を合算した数が300人以下であること。
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第44条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に係る子会社(以下「特例子会社」という。)でないこと。
- (4) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。))及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがないこと。
- (5) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (6) 都税の未納付がないこと。
- (7) 国、都道府県、市町村及び特別区でないこと。
- (8) 東京都の政策連携団体でないこと。
- (9) 同一の実習生に関して、国又は地方公共団体等が実施する助成金等を受給していないこと。

(職場体験実習実施における留意事項)

第5条 職場体験実習において実習生が作業等を行う場合には、安全、衛生及びその他の作業等の条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いを行うとともに、職場体験実習に関係のない作業等に従事させてはならない。

(職場体験実習助成金の支給要件)

第6条 財団理事長は、第4条に定める支給対象企業等であり、かつ次の各号のいずれにも該当する企業等に対し、当該年度における当該助成金の予算の範囲内において、助成金を支給する。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

ア 申請日以前直近の6月1日現在、障害者を雇用していない又は法定雇用率未達成の企業等が職場体験実習を実施したこと。

イ 申請日以前直近の6月1日現在において雇用する障害者とは異なる障害種別の実習生を職場体験実習に受け入れたこと。

- (2) 原則として、財団に配置する障害者雇用支援アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)による紹介を受けた実習生を、職場体験実習に受け入れたこと。
- (3) アドバイザーの支援を受け、障害特性に配慮した職場体験実習を行ったこと。

(4) 職場体験実習後に実習生及び就労支援機関との職場体験実習の振り返り等を行うことにより、質の高い職場体験実習の実施となるように工夫を行ったこと。

(5) 助成金支給申請年度内に、都内実習場所において、次のいずれかの職場体験実習を実施したこと。

ア 実習生1人につき、1日あたり4時間以上かつ5日以上 of 職場体験実習

イ 障害の状況から1日あたり4時間以上かつ週5日以上働くことが難しい障害者を短時間職場体験実習の実習生として受け入れる場合は、実習生1人につき、1日あたり2時間以上4時間未満かつ5日以上 of 職場体験実習

2 助成金は、一企業等あたり1年度につき1回の支給を限度とする。なお、1年度とは財団の事業年度である4月1日から3月31日までをいう。

(助成額等)

第7条 助成金の額は、60,000円とする。

(利用の申込み)

第8条 助成金の申請を検討している企業等は、職場体験実習開始前、原則として2週間前までに、「東京しごと財団職場体験実習助成事業利用申込書」(第1号様式又は第1号様式(2))、「東京しごと財団職場体験実習助成事業利用にあたっての誓約書」(第1号様式別紙)に職場体験実習の詳細内容を添えて財団理事長に提出することで、予め利用を申し込むものとする。

(支給申請)

第9条 助成金を申請する企業等は、職場体験実習終了後、原則として1箇月以内に、「東京しごと財団職場体験実習助成金支給申請書兼請求書」(第2号様式又は第2号様式(2))に次の各号に掲げる書類を添えて、財団理事長に提出するものとする。

(1) 東京しごと財団職場体験実習助成金支給口座振替依頼書(第2号様式別紙1)

(2) 管轄公共職業安定所長に提出した申請日以前直近の6月1日時点の障害者雇用状況報告書の写し(申請日以前直近の6月1日時点で当該書類の提出義務がある企業等のみ)

(3) 常時雇用する労働者雇用状況報告書兼誓約書(第2号様式別紙2)(申請日以前直近の6月1日時点で障害者雇用状況報告書の提出義務がない企業等のみ)

(4) 申請日時点で発行日から3箇月以内の履歴事項全部証明書又はその写し(個人事業主においては、個人事業の開廃業等届出書の写し及び申請日時点で発行日から3箇月以内の住民票記載事項証明書又はその写し)

(5) 申請日時点で発行日から3箇月以内の印鑑登録証明書

(6) 職場体験実習実施報告書(第2号様式別紙3)

(7) 申請日時点で納期が到来している直近の決算期の都税の納税証明書又はその写し(個人事業主においては、申請日時点で納税額が確定している直近年度の、直近の納期到達分の個人事業税及び住民税の納税証明書又はその写し)

(8) (4)の書類で申請窓口事業所の住所が確認できない場合は、その所在地で事業を営

んでいることが確認できる書類（光熱水費の領収証の写し、賃貸借契約書の写し等）

- 2 第1項第7号に掲げる書類について、都税の納付義務を有しない企業等は、納付義務を有しないことが分かる書類を提出すること。

（支給及び不支給の決定）

第10条 財団理事長は、前条に規定する支給申請があった場合、その内容を審査し、助成金の支給を決定したときは、「東京しごと財団職場体験実習助成金支給決定兼振込通知書」（第3号様式）により申請企業等に通知し、助成金を支給する。

- 2 理事長は、助成金の不支給を決定したときは、「東京しごと財団職場体験実習助成金不支給決定通知書」（第4号様式）により、申請企業等に通知する。

（申請の変更・撤回）

第11条 申請企業等は、支給申請から支給決定通知書を受領するまでの間に、申請の変更又は申請の撤回をするときは、遅滞なく「東京しごと財団職場体験実習助成金申請変更・撤回届」（第5号様式）を財団理事長に提出しなければならない。

- 2 前条の規定により支給決定通知を受けた場合においても、支給決定の内容と支給申請の内容に相違あるとき又は支給申請の撤回をするときは、当該通知受領後7日以内に「東京しごと財団職場体験実習助成金申請変更・撤回届」（第5号様式）により申請の変更又は撤回をすることができる。

（支給決定の取消し）

第12条 財団理事長は、申請企業等が次の各号に該当した場合は、支給決定を取り消すことができる。

- （1）重大な法令違反を生じた場合又は虚偽その他不正な手段により助成金の支給決定を受けた場合
- （2）支給決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が暴力団等に該当しないことなどの誓約書の内容に反したと認められることが判明した場合及び虚偽の申告であることが判明した場合
- （3）前条第2項による支給申請の変更又は撤回があり、その内容から支給決定を取消すことが適当であると認められる場合

- 2 財団理事長は、前項の規定による取消しをした場合には、「東京しごと財団職場体験実習助成金支給決定取消通知書」（第6号様式）により当該申請企業等に通知する。

（助成金の返還）

第13条 財団理事長は、前条の規定により助成金の支給決定を取り消した場合において、既に助成金が支給されているときは、助成金の支給を受けた企業等に対して、期限を定めてその返還を請求する。

（違約加算金及び延滞金の納付）

第14条 第12条の規定により助成金の支給決定を取り消した場合において、前条の規定により助成金の返還を請求したときは、助成金の支給を受けた企業等は当該請求に係る助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 前項により助成金の返還を請求した場合において、助成金の支給を受けた企業等が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前各項に規定する年当たりの割合は、365日当たり（閏年を含む）の割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第15条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を請求した場合において、助成金の支給を受けた企業等の納付した金額が返還を請求した額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を請求した助成金の額に充てる。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第16条 第14条第2項の規定により延滞金の納付を請求した場合において、助成金の支給を受けた企業等が返還を請求した助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（調査等）

第17条 財団理事長は、助成金利用申込企業等又は既に助成金の支給を受けた企業等に対し、必要に応じて職場体験実習の実施状況等について調査を行い、又は報告を求めることができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関して必要な事項は、必要の都度、財団理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。